

令和4年2月定例会 常任委員会

農林水産委員会

委員長名	佐々木彰
委員会開催日	令和4年3月7日(月)、10日(木) 14日(月)、18日(金)
所属委員	[副委員長]江花圭司 [委員] 真山祐一 橋本徹 矢吹貢一 宮川えみ子 古市三久 吉田栄光 宗方保



佐々木彰委員長

(1) 知事提出議案：可 決・・・10件

※[知事提出議案件名はこちら](#)

(3月 7日 (月))

橋本徹委員

面積減少により福島県営農再開支援事業が約18億円減額とのことだが、詳しく説明願う。

農業振興課長

福島県営農再開支援事業の減額理由について、1つは南相馬市の津波被害地域の営農再開による保全管理面積の減少である。また、営農再開の遅れなどにより、除染後農地の地力回復対策が当初の想定面積より減少したこと、放射性物質の吸収抑制対策の取組面積などが減少したことによる。今年度の事業の実施市町村数は、昨年度の33市町村から26市町村に減少している。

橋本徹委員

福島県高付加価値産地展開支援事業も約21億円を減額し次年度に執行することだったが、詳しく説明願う。

農業振興課長

福島県高付加価値産地展開支援事業は今年度の新規事業としてスタートしたが、国の要綱、要領の制定が遅れたこともあり、県で事業を推進するための産地協議会の設立が8月となった。その後10月に事業の公募を実施し、当初は17件実施予定のところ、実際は推進事業2件、整備事業2件、合計4件となり、減額となった。

橋本徹委員

国が遅れたことで、全て後ろ倒しになったのか。

農業振興課長

新規事業のため、スタートの遅れが一番の理由である。

宮川えみ子委員

施設園芸等燃油価格高騰対策緊急支援事業について補正が出ているが、実績はどうか。

園芸課長

燃油価格の大幅な上昇が継続しているほか、12月以降非常に寒い日が続いており、平年よりも気温が低い環境下、予算規模を上回る事業要望があった。今般、それをカバーする規模の予算額を要望する。

宮川えみ子委員

要望は何件追加になったか。締め切りは3月までか。

園芸課長

12月定例会15号補正の時点では、施設園芸農家で30件、シイタケ農家で10件、合わせて40件、受益農家戸数ベースで40戸との想定だった。今般要望を取りまとめたところ、合わせて42件、受益農家戸数で129戸だった。新たに取りまとめる予定はなく、現在の要望内容について補正を求める。

古市三久委員

軽減するとのことだが、具体的にどのようなシステムでどの程度効果があるか。

園芸課長

補助対象は、燃油使用量を削減するために必要な機械や資材等である。機械については、重油等を使う暖房機に代わり電気を使うヒートポンプ、また、ハウス内に設置するビニール等による保温資材である。それらは、約1～2度温度が上昇する効果があり、燃油使用量が当該分削減できる。また、ヒートポンプについては、電気に切り替わるため、単価の上がる燃油使用量を削減し、生産者負担を大きく軽減できる。

古市三久委員

ヒートポンプに代えると経費は削減できるか。電気料金上昇からすると、この対策により採算が取れるのか。採算は取れないが、以前よりは経費は削減されるか。

園芸課長

ヒートポンプも電気代がかかるが、ほかの保温資材を組み合わせることで、費用を総体的に現状維持できる。また、上がった価格等が農家負担にならないよう、複数の資材や機器を組み合わせ生産者のコストを維持する。削減まではいかず、維持にとどまる。

古市三久委員

これからもこの問題は続く。採算が取れなければ、辞める者も出てくる。原油にとどまらない支援策を考えるか。地中熱などの様々なエネルギーの使用を検討していくべきでないか。

園芸課長

資材等の価格が上昇傾向の中、生産者のコスト軽減は大事な課題である。資材、施設整備、機械整備については、技術指導の観点から、効率よく生産性を上げる機械、保温効果の高い資材を推進する。また、種苗の出願をしたイチゴなどは、低温伸長性が高い優れた品種の導入を進め、全体的な農家経営の安定に努めていく。

古市三久委員

生産者に負担がかからない対策を進めてほしい。

強い農業づくり整備事業は具体的にどのような整備をするか。

園芸課長

強い農業づくり整備事業は、大きく3つの事業で構成している。1つ目は国の予算を原資とする産地生産基盤パワーアップ事業、2つ目は園芸産地の継続強化事業、3つ目は被災産地の施設支援対策事業である。

産地生産基盤パワーアップ事業は、産地の生産力及び販売力を強化するため、施設機械整備のほか、キュウリ等の集出荷施設などの大型施設、米の乾燥調製施設等の整備を支援する。

園芸産地の継続強化事業は、災害等によりダメージを受けにくいハウスに強化するための筋交い等の資材支援である。

被災産地施設支援対策事業は、地震により被害を被った施設の復旧事業である。

古市三久委員

ハードとソフトの支援だけでよいかの問題もあるが、生産者が安心して生産できる体制をつくってほしい。

真山祐一委員

耕地災害復旧事業が約18億円増額とのことだが、令和元年東日本台風に関する耕地災害復旧事業の進捗率はどうか。

農村基盤整備課長

国の補助災害復旧事業では査定件数1,777か所、査定決定額130億6,300万円である。復旧工事の進捗状況は、復旧予定箇所1,700件のうち1,696件、ほぼ100%に近い 90.9%が契約済みである。復旧工事は、7,752haのうち96%に当たる7,480haが令和3年度時点で復旧完了し、62haほどは3年度の作付が困難となっている。

その後、南相馬市等では、河川など他の復旧工事との調整もあり入札不調等が繰り返されていたが、昨年12月までに全て入札となり工事が進んでいる。62haのうち58haは今年3月までに完了する見通しだが、南相馬市の査定件数5件について入札不調の繰り返しにより着工が遅れた4haは、今年の作付にも支障を来している。

令和元年東日本台風に係る補正予算について、国は3か年で予算措置する復旧方針であり、国の補助は3年目の今年度要望した予算が最終となる。残額分全てを要求しているのは団体過年債の金額であり、18億194万6,000円である。国から今年度に予算配分のあったものを繰り越し、4年度の作付までに支出して精算する。現場では4haが入札不調によって遅れているが、補助災害について予算措置のあるものは、復旧が完了する見通しである。

真山祐一委員

入札不調について、労務者の確保枠が全体的に厳しいためとの認識でよいか。

農村基盤整備課長

南相馬市における入札不調だが、浜通り地方のため復興関連事業と元年災の災害復旧が重なっている。農林水産部側の事業は現場条件が不利であるため、一般土木インフラの復旧工事から敬遠され、労務者不足により入札不調となっている。

宮川えみ子委員

スマート畜産産業全国展開に向けた導入支援事業について、増額補正の内容を聞く。

畜産課長

牛の首につけた発信機等により簡単に個体を管理する取組を支援する。本県も国の事業に乗るため、今回急遽手を挙げた。

宮川えみ子委員

畜産競争力強化対策整備事業の7億円の減額理由は何か。

畜産課長

一般的には畜産クラスター事業と呼ばれるが、養豚で取組予定だった。繁殖豚と肥育豚で別々の施設を建てる予定だったが、効率的に実施するため令和4年度以降に一体的施設とするよう計画を見直すことで一度取下げになった。

宮川えみ子委員

理由は分かったが、何件か。

畜産課長

西郷村の1事業である。畜産クラスター事業として1経営体がこの養豚業に取り組むが、地域のクラスター協議会の中で中核的な経営体として位置づけて事業に取り組む。

古市三久委員

分離して畜舎を建てる競争力を強化できるのか。親と離すことが育てるためのよい環境か。

畜産課長

当初は、棚倉町の経営体で繁殖豚の豚舎を整備し、西郷村で肥育豚舎を整備する計画を立てていたが、豚の移動は衛生的にも非常にリスクが高く、分娩、哺育、肥育まで一体的に行う効率的な豚舎を設置するため計画を見直すこととなった。

古市三久委員

競争力強化の概念に合致するか。同じ場所に造ると効率が上がり競争力が高まるか。新技術で豚の肥育を行うことを考えたものの、地理的、物理的な問題があったか。

復興基盤総合整備事業について、どこから土を持ってきた結果9億円減額となったのか。

農村基盤整備課長

復興基盤整備事業の真野地区では大区画圃場整備を実施しているが、農地の水田の盤が悪く、河川工事の残土などを利用しながら盤上げして汎用耕地化を図る工事を行った。他工事との調整が必要となったため9億円減額している。実施地区数が39地区あり、真野地区以外にも環境省からの土地返却の遅れにより来年度に繰越しせざるを得なくなった工事を合わせて、9億4,000万円減額している。

古市三久委員

土を入れ替えるため、スムーズにいかず工事が遅れ減額になったのか。

農村基盤整備課長

当初は購入土で見えていたが、復旧工事等の調整に基づいて現場から発生する土を使うことにより減額となった。また、環境省関係事業で仮置場の返地が遅れ後倒しになった分も含めて9億円減額となった。

古市三久委員

汚染されている土地の土を使って整備したのではないか。

農村基盤整備課長

放射性物質濃度の高いものを流用したわけではない。

古市三久委員

福島イノベ構想に基づく水産業先端技術展開事業の減額理由は何か。

農業振興課長

当初、事業実施に当たり、参画機関の代表機関として本県を想定していたが、東北大学に変わり、委託料の不用分を減額した。

古市三久委員

事業内容はどうか。

農業振興課長

漁業種類に応じた操業情報収集配信システムの開発であるが、新地町や相馬市等を実証地区として、漁業データ収集、漁業日誌、支援システムの構築などを実証している。もう1つは、ICTインフラを用いた効果的な種苗放流による資源の安定化について、相馬市において種苗放流技術の実証を実施している。また、社会実装の拠点運営について、相馬市、いわき市等において開発された技術の現地での普及を図るため実証をする。

古市三久委員

デジタル化により将来の水産業の技術革新をすとの理解でよいか。海洋の調査など、先端技術によって水産業を行うための調査研究か。

農業振興課長

デジタル技術を活用して漁業の生産力強化、経営効率化を図り、新しい水産業を振興する目的である。

宮川えみ子委員

代表機関は本県を予定していたが、東北大学になったのか。

農業振興課長

本県、東北大学、民間企業が参画しており、当初代表機関を本県として想定していたが東北大学となった。事業自体は本県が実施している。

宮川えみ子委員

なぜ代表機関が東北大学になったのか。

農業振興課長

農林水産省技術会議と調整して進める令和3年度からの新規事業である。そのため、調整の中で代表機関を本県ではなく東北大学とすることになった。

宮川えみ子委員

なぜか。

農林水産部次長（農業支援担当）

当初、コンソーシアムに参画する各機関に本県を通じて委託料等の予算を配分する想定だったが、東北大学がメインの受皿になった。本県で想定した事業は継続して実施するが、各参画機関に予算配分することは東北大学が行うため今回の減額補正となった。

農業振興課長

福島イノベ構想に基づく水産業先端技術展開事業の代表機関が東北大学となった経過であるが、東北大学、本県、民間企業なども含めて5者でコンソーシアムを組んで実施している。この5者の協議により、実証研究内容について詳しい先生が在籍している東北大学に代表機関になってもらった。

古市三久委員

東北大学が実施する理由があり、国から金が行く分が減ったのか。

農業振興課長

事業実施に当たり、窓口である東北大学から研究を実施する各機関に国からの金が配分された。

橋本徹委員

繰越明許費が大分多い。それぞれ慎重に進めるため次年度も繰り越して行うのだろうが、追加及び変更が多岐にわたる状況をどう捉えるか。

農林総務課長

前年度に比べてかなり金額は圧縮した。前年度分の繰越事業量が多いため、現在一生懸命前年度の繰越事業を行っている。一方で、現年度分の予算についても、労務者不足や工事の集中等により契約に結びつかない事情もあり、繰越額が積み上がっている。今後はその状況も踏まえ、計画的に事業を執行したい。フレックス工事の活用、工事を集めて発注するなどの工夫をして、事業の繰越しを減らしたい。

橋本徹委員

営農者への影響を危惧している。種々の理由で次年度に繰り越すことはやむを得ないが、営農関係者への影響をいかに少なくしていくかを第一に考えなければならない。様々工夫をしながら進めてほしい。

古市三久委員

風評に打ち勝つ園芸力産地強化事業の予算について、残額約6,500万円の理由を聞く。

園芸課長

原子力発電所事故により、県産農産物、特に果樹と野菜の価格が回復しない背景から、産地の創意工夫、生産力強化を図るため必要な実証を行う。具体的には、新しい品種または栽培方式を取り入れ、安定した価格となるような検討を現地で行い、必要な施設や機械に助成する。今回、当初予算8,650万円に対して、6,552万4,000円の減額である。要望があったのはイチゴの取組などだが、今年度、春先に果樹、野菜で凍霜害があり、今年度、生産者及び産地に大きく影響を与え意欲的に取り組む状況にならなかったこと、また、施設整備も執行が難しいとの産地集団の考えから、今年度は先延べとの減額要望があった。

古市三久委員

当初予算は8,650万円のため約半分が残ったが、凍霜害でよい青果物ができにくく、売り出すことに対する財政的支援ができなかったのか。できたとすれば具体的にどうするか。

園芸課長

事業の取組主体である市町村、農協、営農集団が風評に打ち勝つため、必要な取組を実施する上で必要となるソフトとハードの支援をする。今年度は、母体となる営農集団と農業者が投資できなかったため減額補正する。支援メニューの具体的内容だが、生産性を上げる新品種、技術対策を構築するため必要な費用、具現化するため必要なインフラ整備における施設及び機械への費用を県が2分の1助成する。ソフトは定額である。

古市三久委員

霜などは関係ないか。原発事故により本県の農業競争力が非常に低下しているが、競争力を上げるために品種改良などを行う事業ができなかった。この傾向が何年も続くことがあってはならず、新年度に具体的内容を詰めた上で実施することが重要である。品種改良は時間もかかるため、どのようなスパンでどうすれば一定の成果が上がるかも含め、継続的支援ができる仕組みを構築し、指導を行うべきではないか。

園芸課長

農業者等の集団や市町村が事業主体であり、品種開発及び新品種を導入する場合のソフト支援と理解願う。

春先の凍霜害により、営農意欲が少し減退した経過はあるものの、風評に打ち勝つための取組であるため、しっかりと有効活用するよう現地指導する。令和3年度からは園芸振興プロジェクトを進め始めた。また、水田の高収益化作物との観点でも、園芸を取り入れ所得を上げることを推進している。ソフト、ハードに有効なメニューを取りそろえているため、各産地の課題をしっかりと捉え事業を推進したい。

古市三久委員

市町村の仕事とのことだが、県は金を配るだけと聞こえてしまう。県が風評対策をしっかりと行い本県農産物の競争力を高めることが基本である。莫大な財政支援をしているため、効果を上げなければならない。来年度はしっかり実施してほしい。

農林水産部次長（生産流通担当）

風評に打ち勝つ園芸産地の強化事業は、基本的には農業者が生産拡大するための事業である。産地の生産力が弱く単価向上につながらないとの指摘を踏まえ、産地の生産力を高めるため、農家がハウス及び機械等を入れて生産拡大することを支援する。産地拡大のため非常に重要な課題であり、プロジェクトで10品目を重点的に伸ばしていくなど、現場の普及指導員が農家及び農協と一緒に話し、使える事業をPRしながら生産拡大に努めたい。

江花圭司副委員長

担い手づくり総合支援事業が減額とのことだが、当初は、採択数、事業規模及び事業予算1団体当たりの予算についての程度を想定していたか。

農業担い手課長

当初予算額が1億552万5,000円である。大きく3つの事業があり、先進的農業経営確立支援事業は当初6市町村の予定だった。要望の取下げ、あるいは国の不採択により全て減額となっている。2つ目の地域担い手育成支援事業では、当初9市町村から要望があったが、要望の取下げや国の不採択により5市町村で取り組むこととなり、4市町村が減額対象となった。3つ目の附帯事務費の事業は3市町村から要望があり減額はない。

江花圭司副委員長

取下げと不採択は大きい。新年度、総合計画の農業振興計画にも担い手の様々な育成及び支援があるが、取下げ及び不採択理由の説明を願う。

農業担い手課長

当初、市町村及び事業実施主体から要望があり、県として予算化した事業であるが、国の予算に限りがある中、全国的

に要望額が多かったため採択が難しかった。

江花圭司副委員長

残土活用について減額とのことだが、どの程度予算が浮くか。昨年から、県内にストックヤードを設ける事業を土木部と行っているが、状況はどうか。また、農業土木の連携はどのようなもので、今後どうなるか。

農村基盤整備課長

土木部とも連携しながら真野地区等での発生残土を利用しているが、水田に持ち込む土が大部分で、土質及び含水比のタイミングもあり、なかなかフル活用できていない。

江花圭司副委員長

土木部のストックヤードとの連携があったのか。また、農林水産部独自のストックヤードがあり含水量に適した土を確保できたのか。

農村基盤整備課長

真野地区は河川工事との連携であり、ストックヤードとの連携とは聞いていない。土木部との連携だが、農林水産部で発注しているため、どの程度ストックヤードを活用しているか把握していない。

(3月10日(木))

真山祐一委員

戦略的産地づくり総合支援事業の果樹園地継承促進事業について、今回の新規事業で既に本会議でも質疑等が行われているが、具体的な内容を説明願う。

園芸課長

本県の果樹は、高齢化または後継者不足により、毎年、主要樹種の面積が減少している。本県は果樹王国福島である。果樹園地の場合は、木を切ると収量が上がるまで年数を要する特徴がある品目のため、生産性の高い果樹園地を規模拡大志向者や新たに果樹栽培を行う者にそのまま継承する必要がある。そのため、1つ目は、県がリーダーシップを取りながら、産地の課題、園地の状況のデータ集約を行い、取組を産地へ提案する会議の開催、優良事例の提供などを行う。2つ目は、JAが事務局で県内にある11の果樹産地協議会において、果樹園地継承のルールづくり及び新規栽培者が早期に技術習得するための研修園地の運営を行う上で必要な予算等を支援する。

真山祐一委員

現場の果樹農家に聞くと、園地が住宅等の生活圏と一体に接しているため自分の敷地を新規就農者や担い手に貸すことを嫌がる声もある。今回の事業で何か対処できるか。まずは集約しやすい継承にフォーカスするのか。

園芸課長

事業創設に当たり、県北地域の桃農家を中心にアンケート調査を実施したところ、そのような意見もあった。果樹農家は一人一人が経営しており、土地利用型の米のように話合いで集積する仕組みがないため、地域で話合いの場を持つ機会をつくってほしいとの要望もあった。まずは話合いの場を創出し、どのような園地継承が適当かも含め、ルールづくりをする必要がある。

真山祐一委員

貸しやすく継承しやすい仕組みを構築することが大事である。現場では、この10数年で果樹園地がなくなる可能性もあるため、実効性のある行為、もう少しインセンティブが発生する仕組みもあるとよい。

認定農業者等支援事業の農業繁忙期解消型労働力確保・供給モデル事業について、浜通り地域等で実施することだが、具体的にどのように事業展開して課題に対処していくのか。

農業担い手課長

担い手が不足している浜通り地域において農業経営を継続、発展させるには雇用が必要である。浜通り地域内で労働力

が確保できないため、地域外から労働者を呼び込むが、技術的に慣れていない者に農業の技術研修を行う。まずは、雇用者に数日間の技術習得支援を行い、継続的な雇用確保を図る。これまでは、経営者、雇用者の関係で取り組んだが、今回は、請負型を想定しており、請け負う企業に労働者を派遣する取組をし、効果を検証しながら横展開を図る。

広く首都圏等からの呼び込みにも取り組む。現在はコロナ禍にあり、首都圏から田舎へ回帰する動きもあるため、首都圏の学生、求職者を企業等の呼び込みにより雇用に結びつける。

真山祐一委員

技術的な研修に対するサポートとのことだが、労働者を呼び込む主体はどこを想定するのか。雇用主が直接呼び込んだ者に補助するのか。

農業担い手課長

民間のプロポーザルを受け付け事業者を選定する。民間の考え方も取り入れて効果検証にも取り組む。

真山祐一委員

首都圏などの他地域から浜通り地域に来て仕事してもらうため、生活全般にわたる支援が必要になることも含めて、プロポーザルをどのようなものにするかの視点を持つよう願う。

橋本徹委員

県育成いちご品種活用産地づくり総合支援事業について、次年度から本格的に栽培すると報道等で見聞きしたが、新年度4月以降のスケジュールを聞く。

園芸課長

大果で良食味の福島14号を現場で普及拡大する考えの下、今年度は約6反歩で先行栽培の作付を実施し、圃場での生産検討会、技術的体系をまとめたマニュアルの作成、量販店や飲食店と連携したPRなどに取り組む。イチゴの場合、通常、苗を殖やして定植すると複数年かかるが、今年は商標登録して販売するスピード感を持った取組が必要である。苗を増殖する業者が定植できる苗を作り、9月には現地で定植する。本県で多く作られている「とちおとめ」よりも10日程度早く収穫できるため、12月から出荷販売やPRをするスケジュールである。9月の定植以降、現地での検討会、マニュアル作成を年度内にかけて実施する。

橋本徹委員

6反歩を先行栽培するとのことだが、具体的な場所等は決まっているか。

園芸課長

普及拡大は、技術力のある農家、生産者が取り組むことが大事であるため、県内JA及び農林事務所と相談しながら、1人当たり2～5a程度、ハウス1棟分作ることができる者を推薦してもらい県内生産する。予算成立後、正式に生産者に依頼する。

先行栽培では、従来品種とは異なる管理を行う必要があるため、生産者がハウスや必要な資材を持っていない場合は、ハウス資材に対して3分の2の補助を行う。

橋本徹委員

前倒しでスピード感を持って対応するとのことだが、ネーミング等のスケジュールも決まっているか。

農産物流通課長

来年度のデビューに向けてネーミングなどのスケジュールは決まっており、4月から公募を開始し、夏頃には名称及びロゴデザインを決定する。クリスマス前の12月にはデビューし、量販店でのトップセールスや消費者向けモニターツアー、菓子店とタイアップした商品開発などによりブランド化を図っていきたい。

橋本徹委員

イチゴを起爆剤にしてほしい。本県のイチゴといえばこの新品種となるよう育ててほしい。

営農再開施設等整備事業費の福島県高付加価値産地展開支援事業の予算を新年度に繰り越すとのことだが、どのような

内訳か。

農業振興課長

今年度予算は、事業要望等の調査を行ったところ3事業主体等から整備事業の要望があった。あわせて、農業機械のリース及び生産資材の導入についても、現在3事業主体からの要望に基づき計上している。

橋本徹委員

整理予算にプラスして新年度予算が積み上がったと思うが、内訳はどうか。

農業振興課長

今年度分には、令和3年度からの繰越しは含まれない。

橋本徹委員

整理予算で後ろ倒しになったと認識していたが、後ろ倒しになった予算はどうなるか。

農林総務課長

今年度から令和4年度への繰越事業費は別途管理するため、当初予算の金額には入らない。

橋本徹委員

繰越事業費は福島県高付加価値産地展開支援事業に使うか。

農林総務課長

繰越事業費はその事業で翌年度に繰り越すものである。

宮川えみ子委員

福島大学食農学類地域課題解決実践講座設置支援事業では、新年度は何を要望するか。福島大学に頼むには課題を伝えるのではないと思うが、実績も含め新年度は何を支援するのか。

農林企画課長

福島大学に食農学類が設置された令和元年度から支援している。初年度から本県の様々な課題を長期的に研究する講座を設置している。

1つ目が鳥獣害対策講座である。県内では鳥獣害による農作物被害が非常に大きく、人材の育成等を実施しているが、本事業では、モデル地区にセンサーカメラ等を設置し、データベース化した猿やイノシシなどの有害鳥獣のより詳細なデータを各事業でのデータと合わせて、より効果的な対策を研究している。県内5か所にセンサーカメラを設置して撮影した猿やイノシシの動向、地域のアンケートなどのデータを今後の被害防止対策の確立に役立てる。次年度以降も引き続き実施する。

2つ目が、農業経営高度化講座である。県でも市場ニーズに対応した生産が非常に大事であることから様々な事業を行っているが、福島大学において専門的立場から県産農産物の成分、機能性等の分析などいろいろな品目で研究を進めているデータを集めて、経営モデルをつくる。現在は、日本梨の消費者ニーズの調査と併せて、収穫時期ごとの消費者ニーズの分析、特産物である雪下キャベツと通常のキャベツとの成分の違いの研究から、今後のPRや販路のモデル作成に取り組んでいる。

2つの講座とも令和元年度から継続しており、次年度も実施する。

宮川えみ子委員

若者が本県農業に興味を持つよう引き続き実践願うが、携わる学生数を聞く。また、学生に地元への定着志向は育っているか。

農林企画課長

携わる学生数のデータがないが、鳥獣害のモデル地域で地域住民と話す場もつくっている。農業経営高度化講座では、学生のほか、JA職員、生産者、県の農業短期大学の学生を対象に公開講座も行っている。そこで研究成果なども含め周知を図っている。

橋本徹委員

福島米生産意欲向上支援緊急対策事業、水田農業改革支援事業、オリジナルふくしま水田農業推進事業に国庫支出金である新型コロナウイルス感染症対策の臨時交付金が充てられているが、どの部分が事業に合致しているのか。

水田畑作課長

新型コロナウイルス感染症拡大等の影響により、米価の大幅な下落に伴う稲作農家の生産意欲の減退が懸念されるため、令和4年産作付用水稲種子購入経費の一部を助成し、新型コロナウイルス感染症拡大による影響を緩和する。

オリジナルふくしま水田農業推進事業も、新型コロナウイルス感染症の影響もあり、本県産のブランド力向上を図るため、「福、笑い」をはじめとした県産米の食味品質向上の取組、酒造好適米の「福の香」を原料とした酒造りを推進している。

橋本徹委員

特に「福、笑い」と「福の香」のブランド力向上は、なかなか厳しい部分もある。

園芸生産拠点育成支援事業について、輸出に耐えられる生産拠点を育成することのだが、どこを想定して、今後どのように進めていくか。

園芸課長

本県の新計画の産出額拡大の柱である園芸を伸ばしていくため、これまでの施設化等の施策に加え、スケールメリットを生かした生産拠点、営農継続できる担い手を育成確保する生産拠点をコンセプトにした拠点を創出する。生産量を確保し、機械の効率性、ハウスの共同的管理など、省力的で生産性の面から有利となる、なるべくまとまりのある農地を想定している。集落営農を推進しているが、拠点の1つのモデル地区として圃場整備地区などを選定したい。

橋本徹委員

今後どのように圃場、集落営農の選定を進めるのか。

園芸課長

園芸生産拠点育成支援事業について、輸出も1つの販路の考え方だが、この事業の大きな目的は、産出額1割アップである。今年度からスタートした園芸の振興プロジェクトでは、主要10品目において産出額を1割アップする目標のため、令和7年度までに、約45億円アップさせる目標を達成する。

地区の選定について、今年度からプロジェクトを実施している。大規模経営育成、経営体質強化を柱に、市町村、農協、土地改良区と連携し進めており、熟度に差はあるが既にスタートしている。農林事務所等が拠点となる地区を推薦し、地元と相談の上、必要な機械施設導入を支援する。

水田畑作課長

橋本委員からの質問の答弁に誤りがあった。

オリジナルふくしま水田農業推進事業は福島県農林水産業復興創生事業交付金を活用しており、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用しているのは土地利用型作物作付拡大推進事業である。土地利用型作物作付拡大推進事業は、新型コロナウイルス感染症拡大に伴う米の需給減、在庫量の増加による米価の大幅な下落が推定されるため、主食用米から非主食用米に転換する場合、前年より拡大した面積に応じて10a当たり2,500円、畑作物は10a当たり5,000円を奨励金として、県が農業者に交付する。

園芸課長

先ほどの説明で、1割アップの算出額を約45億円と述べたが、約54億円の誤りである。

宮川えみ子委員

米価下落への支援である稲作振興事業費、土地利用型の作付転換について、米価下落により農家は収入減となっている。高齢化により、来年度農業を辞める者、農地耕作をやめる者などの状況を聞く。

水田畑作課長

福島米生産意欲向上支援緊急対策事業は、米価下落に伴い令和4年作付に向けて農業者の作付意欲が減退しないよう措置した。4年作付用の水稻種子を購入した農業者に対し1kg当たり150円以内の定額を補助する。併せて農業者に土地利用型作物作付拡大推進事業にも取り組んでもらい、主食用米から転換作物の作付拡大面積に応じて10a当たり2,500円、畑作物は5,000円を提示し、農業者を支援する。

宮川えみ子委員

支援が不十分であり、農家も採算が取れなくなっている。耕作放棄地や農業を辞める流れも強まっていると思うが、県の考えを聞く。

水田畑作課長

県では、昨年10月、米価下落に伴う相談窓口を各農林事務所の農業振興普及部、農業普及所の14か所に設置し、これまで104件ほど相談があった。

収入保険、ナラシ対策などセーフティネットの紹介、資金関係、補助事業の紹介を行っている。

古市三久委員

イチゴの苗代はどの程度事業費に含まれているのか。

園芸課長

J A全農福島の種苗供給は、1本当たり163円程度を想定している。予算積算に当たり複数業者から見積りを取り、160円程度で60a見合いの本数、1反歩大体8,000本必要となり、苗の委託費用として1,200万円、配送料を入れて合計1,500万円程度を予定している。

古市三久委員

苗から伸びてきたものを農家で殖やせない新品種で産地拡大していくか。将来的には苗から出てきたものを殖やすか。県が負担しているが、いずれ農家を買うようになる。生産費にどの程度負担がかかるか。付加価値のあるよいイチゴを作って売れば、産出額も農家の所得も高くなるが、見通しはあるか。

園芸課長

福島14号は本県の新品種であり、早くブランド化するよう県が責任を持って広めていかねばならない。令和4～6年の3か年事業で展開する間は、普及拡大とブランド化を柱に県で苗代を負担する。

来年度は、1世代前の親のみを供給し、面積拡大分はそこから殖やすよう生産者に願う。先行栽培は3年間続けるが、県が引き続き負担する。省力化に資する品種で生産性が高いため、「とちおとめ」等から品種転換すると規模拡大が期待できる。費用もかかるが、所得向上できる見込みである。現在も苗代は生産者が自己負担している。

古市三久委員

登録品種にすれば許諾の契約料がなくとも自由に殖やせるが、県の登録品種にするのか。

農業振興課長

県オリジナル登録品種のうち、イチゴは許諾手続等不要とし、無償で県内の農業者の自家増殖ができる。今回登録する品種も同様である。

古市三久委員

農業繁忙期解消型労働力確保・供給モデル事業について、浜通り地域は北から南までであるが、被災地域を想定しているのか。

農業担い手課長

浜通り地域の市町村に加え、原子力災害で被災した田村市、川俣町を加えた市町村を対象とする。

古市三久委員

例えば、いわき市が労働者不足であれば、県内全体が不足している。浜通り地域との名称の使い方は正確か。もっと限定して支援すべきではないか。

農業担い手課長

今回は浜通り地域等をモデル地区として取り組む。その後全県下での展開の話にもなる。

古市三久委員

地域をより明確にしたほうがよい。

農業繁忙期とは春から秋か。対象農作物は何か。

農業担い手課長

既に農業を行っている経営体において、労働力に問題があり規模拡大できない状況を想定している。繁忙期の労働力調達に問題があるとの声を聞くため、短期に必要な労働力確保により規模拡大ができるのではないかと、力強い経営体が育つのではないかとこの考え方で取り組んでいる。

現在、浜通り地域では、タマネギ、サツマイモ、水稲、イチゴ等の品目で繁忙期に対する労働力の短期供給を考えている。

古市三久委員

対象をより分かりやすくするよう検討願う。

種子法が廃止されて3～4年になるが、種子法では国から特定財源として配分されたと思う。その後交付税措置されたと思うが、特定財源としての金額は、交付税措置になった現在ほどの予算に入っているのか。

佐々木彰委員長

古市委員に述べる。ただいまの発言は議題外であるため、一般的事項で質問願う。

古市三久委員

種子法は要綱で実施している。財政措置をしなければ予算につけられない。その予算はどこにあるのか。

水田畑作課長

午前中に古市委員より質問のあった主要農作物種子法廃止に伴う地方交付税措置について、主要農作物種子法に係る事務は、廃止前後で変わらず地方交付税措置が講じられている。地方交付税法の算定基礎に含まれており、具体的な金額等は明確でない。予算書上は、廃止前後とも一般財源として計上している。

なお、令和4年度当初予算では水田畑作事業費の水田畑作事業推進事務費が該当する。

古市三久委員

種子法廃止前は、特定財源との話もあったが、特定財源ではなく全て地方交付税か。農林水産部としてそれなりの予算を常に確保しなければならない。どこのセクションで財政課とやり取りをしているのか。

水田畑作課長

農林水産省にも確認したが、特定財源ではなく一般の地方交付税措置である。算定基礎の詳細までは正確に答えられないが、毎年算定基礎の照会があり、各部局で回答している。

古市三久委員

金額が分からないとのことだが、事業実施には予算計上の根拠が必要である。約1,300万円の根拠は何か。

水田畑作課長

一般種子に回る前に、元種から原原種を作り、そこからできた種が原種となり、この原種を用いて種子生産組合で一般種子を作る。これらの元種、原原種、原種の生産にかかる肥料農薬代等の資材費、臨時事務補助員の人件費等を積算している。

古市三久委員

種子法の対象は主要農産物のため米、麦、大豆である。特に米だと思うが、県内の種子生産農家、県農業総合センターのどちらに金が行くのか。

水田畑作課長

農業総合センターで元種、原種、原原種を作るための費用である。一般の採種用に原種を販売した収入を収入予算としている。種子生産組合には農業総合センターで作った原種を販売し、種子生産組合が生産した一般種子を全農に売り、一般農家はその種子を購入しており、種子生産組合に県の予算は交付されない。

古市三久委員

農業総合センターの収入は約1,300万円の中に計上しているのか。

水田畑作課長

この予算の中で原種、原原種を生産している。来年度予算では、原種を販売した金額の収入として1,044万円ほどを見込んでいる。

古市三久委員

地方交付税措置は300万円程度か。

水田畑作課長

予算書上の収支からすると、そのようになる。

宮川えみ子委員

農業繁忙期解消型労働確保・供給モデル事業については浜通り地域で行うとのことだが、私の住む県の一番南の外れにある茨城との県境も該当するのか。

農業担い手課長

事業対象としていわき市も含んでいる。

宮川えみ子委員

浜通り地域は原子力災害を受けてから様々な施策があり紛らわしい。浜通り地域は非常に広いため、該当するか否か分かりやすい事業名を考えたほうがよい。

佐々木彰委員長

宮川委員に述べる。ただいまの発言は議題外であるため、議案の範囲内で質疑願う。

古市三久委員

原子力災害関係の交付金が全くなく、地方創生や担い手確保といった一般的な歳入となっている。浜通り地域だけに特定して実施すべきか議論がある。本県全体であればよいが、歳入欄からは浜通り地域等に特定しなくてもよいように見える。もっと広範に実施できる予算措置や整理をするよう検討願う。

宮川えみ子委員

米価下落対策について、農業を続けるか否か相談もあったとのことだが、昨年10月からの104件の相談について、地域別数や主な相談内容を聞く。

水田畑作課長

地域別で見ると、14普及部普及所のうち、須賀川市、安達地域、会津地域、県北地域が多い。相談内容は収入保険が大部分を占めるほか、ナラシ対策の相談も多い。

古市三久委員

土地利用型作物作付拡大推進事業について、非食用米の割合を聞く。

水田畑作課長

主に飼料用米であり、対象には加工用米、WCS用稲も含まれる。令和4年度は畑作物の麦、大豆、そば、飼料作物、菜種で倍額の奨励金を交付する。

古市三久委員

水田活用の直接支払交付金の制度が変わり、飼料用米は作らないようになる。一方、本県では飼料米生産が多いが、激変緩和の意味合いでこの事業を実施しているのか。

水田畑作課長

本県での需要に応じた米作り、いわゆる生産調整の取組はほとんど飼料用米と備蓄米が占めている。本県としても、産地づくりにつながらない認識があり、麦、大豆、そば等の畑作物にこれから注力していくよう、単価設定に差を設けて、インセンティブを与えた誘導方策を実施することとした。

古市三久委員

2,000万円は飼料米の生産者に補助すると思うが、一方、麦、大豆など様々な作物への転作を進めている。方針に違いがあるのではないかと。

水田畑作課長

令和3年度に稲作等経営体支援事業を展開し、畑作物とそれ以外とで差別せず、作付転換の拡大面積に応じて10a当たり2,500円を交付した。国では、都道府県連携型助成として拡大分に県が助成する際には同額を助成する。昨年度は県の2,500円と国の2,500円で、計5,000円の交付である。それに対し土地利用型作物作付拡大推進事業は2つに分けている。非主食用米の加工用米、飼料用米、WC S用稲、米粉、青刈り稲、市場開拓用米いわゆる輸出用米、地力増進作物は10a当たり2,500円、都道府県連携型助成と合わせて5,000円である。これからは畑作物に注力し産地づくりを進めるため、麦、大豆、そば、飼料作物、菜種には10a当たり5,000円を奨励金として交付し、国の都道府県連携型助成を合わせて1万円として作付転換の誘導を考えている。

古市三久委員

福島県奨励品種の優良な種苗の安定供給に関する条例について、本県の農家を含めた農業を守る意味で有効な条例にしなければならない。改正種苗法には10項目のこの附帯決議がついたが法律的にはほとんど欠陥だと言われている。この附帯決議を考慮しながら条例をつくったのか。

改正種苗法は短時間で強行採決した法律であり、後から問題が生じるため附帯決議をつくった。全国各地で条例を制定していない県が20程度あると思う。本県の農業、農家を守るよう条例制定したと思うが、例えば、地方交付税措置された金はどうか。

佐々木彰委員長

今の質疑は種子法に関する質疑か。条例に関する質疑なのか。

古市三久委員

なぜ条例に関する質疑ではないのか。

佐々木彰委員長

種苗法に関する質疑のようにも受け取れる。奨励品種の優良な種苗の安定供給に関する条例の質疑か。

古市三久委員

議案第46号に関する質問である。改正種苗法には問題があり、国会で附帯決議を行ったが、条例に盛り込まれているか。盛り込んでいなければそれでもよい。

農業振興課長

種子法の廃止について、県として要綱要領で対応した。福島県奨励品種の優良な種苗の安定供給に関する条例は、種子法の廃止に伴う附帯決議には特に配慮していない。

古市三久委員

2020年の種苗法改正、2018年の主要農作物種子法廃止、2017年の農業競争力強化支援法制定の3つが一体である。農業競争力強化支援法第8条4項は、国、県が余計なことをすると民間の商売に差し障りがあるため全て民間に任せるよう定めている。改正種苗法では自家増殖を禁止しているため日本の農業、農家がどうなるか心配し、各党が集まって10項目の附帯決議を行った。

反対があっても強行採決した種苗法が改正されて、日本全国の都道府県が大変だと考え、東北地方では、本県と青森県

以外は先に条例をつくった。まだ青森県は作っていないが、本県は今回条例をつくることとした。私は農民、農家、農業を守る意味で、非常によいと思う。

附帯決議の内容は以下のとおりである。1、種苗が適正価格で安定的に供給されるための施策を講ずること。2、稲麦及び大豆の種苗、都道府県と連携して安定供給を確保するものとし、各都道府県が地域の実情に応じて果たすべき役割を主体的に判断し、品種の開発、種子の生産・供給体制が整備されるよう適切な助言を行うこと。3、都道府県の稲、麦、大豆、種子の生産供給の状況を的確に把握し、必要な措置を講じ環境整備を図ること。4、稲、麦、及び大豆について、原原種の採種圃場では、育成者が適正な管理の下で生産した種子または系統別に保存されている原原種を使用するよう指導すること。5、種苗法に基づき、都道府県が行う稲、麦類及び大豆の種子に関する業務の経費は、従前と同様に地方交付税措置を講ずること。6、国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構、都道府県等の試験研究機関が育成した登録品種に関する通常利用権の許諾については、その手続等が有機農業をはじめ農業者の負担になることのないよう適切に運用する。7、農業者が意図せずに育成者権者の許諾を得ず、登録品種の自家増殖を行い、不利益を被ることを防止するため、農業者に対して制度見直しの内容について、丁寧な説明をすること。8、公的試験研究機関が民間業者に種苗の生産に関する知見を提供する場合においては、我が国の貴重な知的財産である技術や品種の海外や外国企業への流出を防止するため、適切な契約を締結する等十分留意するよう指導すること。9、登録品種の種苗を外国人に販売すること等により不利益を被ることを防止するため、ホームセンター等に対して、制度見直しの内容について丁寧な説明を行うこと。10、品種の開発は利用者である農業者の所得や生産性の向上、地域農業の振興につながるべきであることに鑑み、公的試験研究機関による品種開発及び在来品種の収集・保全を促進すること。また、その着実な実施を確保するため公的試験研究機関に対し十分な財政支援を行うこと。

本県の農業、農業を守るための条例と思うが、附帯決議の精神が条例に生かされているのか。

水田畑作課長

主要農作物種子法が廃止され、農業競争力強化支援法及び種苗法に基づき、稲、麦、大豆、良質な種子の供給体制を官民一体で構築することとなった。地方交付税は明確に示せないが、改正種苗法で国内で開発された優良品種の海外への流出が相次ぎ、育成権者の権限を守るため改正された。

県が育成した品種の育成者権について、許諾料で種子代が上がることを心配していると思うが、公的機関であるため許諾料の減免措置があり、育成者権の権限の及ぶ登録期間は25年と規定されている。「コシヒカリ」、「ひとめぼれ」などの主要品種は25年を超えているため許諾料は発生しない。

古市三久委員

民間に開放すると種子の価格が高くなる可能性がある。種子法、農業力強化支援法、種苗法は、本県の農業、農業者にどのような影響を与えるか把握し、直すべきところは直さねばならない。

佐々木彰委員長

古市委員に述べる。種苗法は議題外であるため、一般的事項で質問願う。条例との関係ならよいが、議論がずれているため、条例を通して質問願う。

宮川えみ子委員

みどりの食料システム戦略推進交付金事業について、技術を指導しリーダーを確保していくとのことだが、具体的には何を行うのか。

環境保全農業課長

昨年度、国が公表した「みどりの食料システム戦略報告」を実現するため、既存事業に加えて、令和3年度の補正予算に新たにみどりの食料システム戦略推進交付金を計上した。県として事業を活用できるよう新年度から事業を設置する。

2つの事業に関して予算計上している。1つ目が、有機農業産地づくり推進として、有機農業の生産から消費まで一貫した取組をモデル的に行う先進地区（市町村主体）の取組について、計画を立てる支援、生産から加工、流通消費拡大の

実現に向けた取組への支援である。例えば、有機栽培の地域生産者の有機農産物を使って、給食、地元のレストランのメニュー開発を行う試行的取組を支援する。もう1つはグリーンな栽培体系への転換サポートとして、それぞれの産地に環境に優しい栽培技術、省力化に関する先端技術を組み合わせ、新しい栽培体系への転換を図るための取組を支援する事業である。例えば、化学肥料を低減するドローンを使ったスポット追肥、省力的なラジコンの草刈り機を使った実証を支援する。

宮川えみ子委員

モデル事業を決めるための募集方法を聞く。

環境保全農業課長

各市町村等の関係者に、2月を締切りとして要望調査を行った。現在複数の市町村から相談があるので個別に相談を受けている。

宮川えみ子委員

2月に締め切ったのか。

環境保全農業課長

2月で締め切った。令和3年度に取り組むものであり、今後さらに要望調査を計画している。

宮川えみ子委員

今年2月であれば今年度であり、来年度ではない。新規事業だが、どう理解したらよいか。

環境保全農業課長

次年度に行う事業への要望について、2月に各市町村に調査している。実際に動くのは4月の予算からである。

宮川えみ子委員

2月に新事業をどう周知するのか。予算が決まって事業がスタートしてから決まるが、前年度に何か予算があったのか。これから参加したい者はどうか。

環境保全農業課長

議決を前提として、各市町村から要望を取り、議決後に事業を進める。

宮川えみ子委員

新年度の前に決まっている事業か。

環境保全農業課長

まだ決まっていない。そのための要望を聞き取る。

宮川えみ子委員

2月締切りとは何か。

環境保全農業課長

2月末まで各市町村の要望を取り、国に報告するプロセスがあった。その結果を基に、個別に事業を採用するか国が判断する。

宮川えみ子委員

この予算の議決後、各市町村の窓口で事業の実施希望者が申し込んでもよいか。

環境保全農業課長

広く相談できる体制を整備したい。

橋本徹委員

福島県奨励品種の優良な種苗の安定供給に関する条例の関係で、優良な種苗の安定的な供給を促進するため必要な財政上の措置を講ずるよう努めるとのことだが、新年度予算の状況を聞く。

園芸課長

園芸特産振興対策事業費の県育成品種種苗安定供給事業として要求している。県で育成したオリジナル品種を県民に安定的に供給するために、種苗業等と連携して安定的に供給する条例としているが、業者等では、技術面や施設の観点から請け負えないこともある。そのため、農業総合センターにおいて、施設の改修費用及び人件費を予算要求している。

水田畑作課長

水田の稲、麦、大豆について、水田畑作事業推進事務費において原種、原原種の生産を行っている。

農業振興課長

県のオリジナル品種の育成から品種開発も条例に盛り込んでおり、農業改良振興費のオリジナル品種開発導入事業として、米、野菜、花卉、果樹などの品種開発の予算を計上している。

橋本徹委員

今月JA全農の種苗センターが廃止される。条例に関する予算措置が3,000万円ほどあるが、県への移管により増える予算があるのか。

園芸課長

全農の種苗センターで作られていたイチゴ、アスパラ、リンドウの種苗供給が増加する。種苗供給をなりわいとしている業者と連携して供給する体制をつくったため、今年度中は技術的に難しい側面を有する品種及び品目に限定して、農業総合センターが行う。それに要する施設、初期生産資材を800万円ほど予算計上している。

橋本徹委員

技術的に難しい品種も含めて、秘密にすべき品種が外部流出するおそれがある。和牛、イチゴが韓国に流出したり、和牛の種が中国に渡りそうになった事例もある。性善説ではなく、農業センターの改修に伴い出入りする者も厳重管理する必要があるが、どうか。

農業振興課長

農業総合センターでは、今までも、新品種の育種として品種開発を行っている。引き続き、同体制の中で外部流出しないよう適正に管理を行う。

宮川えみ子委員

やはり納得いかないが、みどりの食料システム戦略推進交付金事業について、予算が通らないうちに各市町村に説明して2月で締め切ったのか。

環境保全農業課長

内部調査を2月末に行ったのであり、議決後に令和4年度予算から実施する。

宮川えみ子委員

予算が決まらないうちにそのような動きをするのはどうかと思う。この予算が通れば希望者が市町村に申し込み、条件に合えば、モデル事業に参加できるのか。

環境保全農業課長

新年度から正式募集するため、新年度以降の申込者に対し個別に相談対応する。

宮川えみ子委員

市町村の委託であるため、各市町村がそれぞれの方法で募集するのか。

環境保全農業課長

国から県に予算配分され、希望する市町村、団体に配分されるため、市町村側で受け入れてもらう。

宮川えみ子委員

モデル事業は何か所程度できるか。

環境保全農業課長

まだ想定していないが、現地からの要望に応えられる予算を要望している。

宮川えみ子委員

農業経営者育成費のうち新規就農者育成総合対策事業及び福島の次代を担う新規就農者支援事業について、来年度は何人の育成を目指すのか。また、今までとの違いは何か。

農業担い手課長

新規就農者の目標数は、新たな振興計画において令和12年までに340名である。現在は233名であるが、来年の目標数は240名である。

今回の事業と新規事業の違いは、1つ目は、新規就農者に対して経営開始資金として施設等の導入支援を行うこと、2つ目は、市町村等の新規就農者をサポートする組織に対する支援強化である。

宗方保委員

林産振興対策のうちふくしまの低炭素社会づくり推進事業について、ペレットストーブ、まきストーブの補助金などを含め、どのような内容か。来年度でどの程度予算を計上し、今年度どの程度需要があったのか。

林業振興課長

大きく2つの事業がある。1点目は、間伐体等一酸化炭素を削減支援として、間伐材等未利用材を燃料として活用する場合の支援であり、バイオマス関係の事業も含む。まきストーブ、ペレットストーブに対して100台分、1台5万円を予算計上している。なお、令和3年度の実績は100台である。

宗方保委員

このところ、まきストーブの需要が大変高まっている。我々の世代では暖を取る際まきを使っていた。原油高騰、電気代上昇への対策として推進したほうがよい。担当課の考えを聞く。

林業振興課長

木質バイオマスの利用促進について、再生可能エネルギー推進の観点に加え、林地残材等の利活用が森林所有者等の収益向上と適切な森林整備につながると考えている。木質ペレットストーブ等の導入を積極的に行い、燃料となるチップ製造施設の整備等を支援する。

宗方保委員

安全なきのこ原木等供給支援事業について、考え及び事業内容を聞く。

林業振興課長

放射性物質の影響により全国的に原木が不足している。運搬経費等がかかることで原木価格が高騰している。震災前と現在の価格の差額は東京電力から補償が出るが、震災前の価格の2分の1以内で補助する。

宗方保委員

放射性物質被害林産物処理支援事業の内容を聞く。

林業振興課長

震災前、樹皮の100%が燃料等で利用されていたが、震災後の汚染パークへの支援事業である。1つは、汚染樹皮処理支援事業の貸付事業であり、東京電力が賠償するまでの間、資金繰りとして県が貸付けする。もう1つは、東京電力が賠償していない原子力災害以降に新設した工場において発生する樹皮、震災後増産される樹皮について支援する事業である。

宗方保委員

田村市都路を中心にテレビ局が取材していたが、とにかく木が切れず、シイタケのほだ木なども作ることができない。私の知り合いは、玉川村でまきストーブのまきをつくって関東方面に売っていた。阿武隈山系の木が切れず、新潟県から仕入れて売っているが、これは大変なロスである。都路のみならず、阿武隈山系の広葉樹森林帯をこれからどうすべきか考える状況にあるが、現在の放射線量等の調査を含めた状況を聞く。

森林整備課長

広葉樹林再生事業について、シイタケの原木は50 Bq/kg、薪炭材については40 Bq/kgとの基準があり、阿武隈山系

の広葉樹で上回る値が出ている。広葉樹再生のためには、木を一度切り萌芽を育て、長期的に広葉樹を再生する。

宗方保委員

広葉樹は種をまくのではなく、自然に切り株から出てくる。広葉樹の芽、土中のどちらに放射性物質があるのか。切った木をペレットストーブやまきストーブで燃やすことができるのか。また、切った広葉樹への対策を考えているのか。

佐々木彰委員長

宗方委員に述べる。今の発言は議案から外れているので、一般的事項で質問願う。執行部は議案の範囲内で答弁願う。

森林整備課長

今年度、県、関係団体で連絡協議会を開いた。その中で、萌芽の放射線量を測っているが、今までも事業の中で追跡して測っていた。今、萌芽している部分は50Bq/kgより下との傾向である。20年後は分からないが、1回切った萌芽を育てれば十分使えると考えている。

宗方保委員

追跡して計測し、次の再生ができるよう考えねばならない。

須賀川農業普及所の設計費が予算計上され、ようやくここまできたと感じる。県産材を使い木造で設計するのか。

農業振興課長

須賀川農業普及所の移転等については、現在、営繕課等と協議し、木造建設の方向で検討している。

宗方保委員

県産材も幅広い樹種がある。一般的には、スギ、ヒノキの柱材が1坪当たり2本必要になる。一般の柱はともかくとして、玄関には県の木であるケヤキ材などを使用するのがよい。農林水産部の普及所であるため、県産材を多用途的に使ってほしい。

地中熱、太陽光発電なども使用しているが、ペレットストーブも活用すべきではないのか。

農業振興課長

ペレットストーブの活用等も今後検討したい。

宗方保委員

2050年の脱炭素社会実現に向けて走っていかねばならない。普及所は小さな施設であるが、最先端の考え方を取り入れることが大事である。担当課はきちんとフォローアップ願う。

林業振興課長

推進方針を見直しているが、県有施設では、県産材の利用、木質バイオマスのエネルギーも積極的に取り入れる。

宮川えみ子委員

福島イノベ構想に基づく農業先端技術展開事業について、どのような取組を行うのか。

農業振興課長

この事業は大きく2つに分かれている。1つは、先端技術活用による農業再生実証事業である。南相馬市において、大規模水田経営として水田の乾田直播、大豆の輪作体系、露地野菜の収穫について、ロボット等を活用した生産管理技術の開発を実施予定である。もう1つは、農林業のイノベーションロボット開発事業である。水路の土砂の掘り上げを行う水路管理ロボットの開発を富岡町等で行う。また、土壌肥沃度のばらつきを改善する技術の確立を浪江町で実施予定である。さらに、肉用の繁殖雌牛管理技術について、行動監視の制御システムの確立について、浜通り地域の阿武隈山間地で実施できるよう調整を進めている。

宮川えみ子委員

森林環境基金事業費の林業人材育成事業について、農業では来年度240名の新規就農者を育てるとのことだが、林業では何名程度の目標か。

林業振興課長

新しい福島県農林水産業振興計画で、令和12年度までに140名としており、現在78名である。

宮川えみ子委員

来年は林業に関わる新規就農者を78名育てたいとの目標か。

林業振興課長

78名は令和2年度の実績である。

宮川えみ子委員

新年度は何名育てるか。

林業振興課長

最終的には令和12年度までに140名だが、来年度は125名である。

宮川えみ子委員

農業は何名か。

農業担い手課長

240名である。

宮川えみ子委員

次世代漁業人材育成支援事業について、漁業者はどの程度育成するのか。

水産課長

漁業者の新規就業者数の目標は毎年10名以上である。この値は経営体数の目標500経営体を確保するための必要数である。

宮川えみ子委員

漁業の経営体確保とは何か。

水産課長

福島県次世代漁業人材育成確保支援事業について、国が令和4年度新規事業として審議しているが、県としては、新規事業を活用し、長期研修による技術習得、経営技術、漁業技術向上への支援として、就業に必要なクレーンやフォークリフト等の資格取得支援を行う。本県特有の課題である、将来の経営不安により就業をためらう等の事情を踏まえ、本県独自に、漁業後継者となる漁家子弟も対象にするよう強化している。

もう1本の柱として、新規就業者による新しい漁船の確保への支援がある。全国的支援としては取得費用の2分の1だが、今回の予算では4分の3を計上している。

宮川えみ子委員

農業、林業、漁業の後継者を育てることは非常に大事な課題である。農業、林業は支援が3年だが、特に人的支援において漁業はどの程度支援するか。また、定着率を聞く。

佐々木彰委員長

今の質問は全分野か。

宮川えみ子委員

農業、林業、漁業での定着率である。

佐々木彰委員長

議案から少し離れるため、議案に戻して質問願う。

宮川えみ子委員

私の質問は、この予算で足りるのかとの確認につながる。十分内容に沿っているが、一般的事項で質問してもよい。

佐々木彰委員長

それでは一般的事項で質問願う。

古市三久委員

福島イノベ構想に基づく農業先端技術展開事業について、今年度予算が初出か。

農業振興課長

令和3年度から事業をスタートしている。

古市三久委員

昨年度事業は今年度より予算が多かったが、事業内容を聞く。

農業振興課長

継続で事業実施しており、昨年度は、当初予算5,839万3,000円である。

古市三久委員

水田に関しては具体的にどのような事業を実施するのか。

農業振興課長

大規模水田園芸経営について、水稻の乾田直播栽培の実証、大豆など水稻とそれ以外の作物との輪作体系技術確立のための実証試験を南相馬市で実施予定である。

古市三久委員

福島県奨励品種の優良な種苗の安定供給に関する条例の第2条(9)農業者団体とは、どこを指しているか。

農業振興課長

農協、JA全農福島等の組織を対象としている。

古市三久委員

従来と同じ安価で安定的な種苗提供をできるようにするのか。種苗法改正は、農協以外の民間会社に提供するような意味合いもあるのか。

農業振興課長

主要農作物である水稻、麦、大豆について、現在と同体制で実施する予定である。園芸品目は農業総合センターで一部を実施する。民間での実施は、民間業者と現在調整を進めており、農協も種苗供給を担う予定である。

古市三久委員

農業者への安く安定的、継続的な種苗提供が基本である。県の取組が問われる。種苗法改正以前は全農に補助金に出していたか。農業者に安く種苗提供するのであれば、県の財政的支援も必要になるが、どうか。

園芸課長

3月で閉じるJA全農福島の種苗センターは、平成元年に運営が始まった際には、国庫等の事業を活用して施設整備支援したが、以降、県と全農は許諾の関係性であり、全農への補助支援はない。安定生産が必要であることから、技術的支援として農業振興課と園芸課で定期的巡回を行い、優良な種苗生産支援を行った。

農家のために生産拡大に資する経営改善に資する品種を供給する支援は継続事業だが、産地の生産力総合支援事業も県単独事業であり、新規拡大、改植を支援するメニューもある。また、来年度予算要求にも盛り込んでいるが、リンドウの新オリジナル品種の作付拡大に向け産地化を急ぐ観点から、種苗費を支援する予算を要求している。

古市三久委員

以前は国の補助金があったのか。

園芸課長

園芸振興を図る観点から、施設整備時に限り国の予算を使い県が補助した。

古市三久委員

国の補助金で整備した施設が老朽化し、新しくJAが施設整備することになれば補助金等で支援すればよいが、農協改革や農業競争力支援強化法の関係で現状のようになったのではないか。

都道府県が開発した登録品種は本県にもあるが何種類か。また、許諾不要か。

農業振興課長

県オリジナル品種は、現在48品種である。種苗法の改正等に基づき、許諾に基づき種苗を生産販売する。

古市三久委員

農家も許諾が必要か。

農業振興課長

種苗法改正に基づき、県オリジナル品種の利用制限に関する方針を策定した。品目によって違いがあるが、主要品目の水稲は種子の更新を基本としているが、有機栽培では、通常の種ではできないため無償での自家増殖は可能である。そのほか、そば、イチゴ、カラー、キノコ等の品目についても無償で自家増殖ができる。

古市三久委員

大豆と麦は県の登録申請である。許諾不要か。

農業振興課長

県のオリジナル品種は県が許諾するか定めるが、それ以外の品種は育成者が取扱いを定める。大豆は県のオリジナル品種を育成していない。全国に出回っている品種の1割が登録品種だが、今回対象となるのは登録品種のため、それ以外の一般品種は許諾手続なく自由に利活用できる。

古市三久委員

登録件数10%と国が言っているが、米40%など全てを平均すると50%程度になるとも言われるため、非常に混乱する。附帯決議でも丁寧に説明するように示している。混乱しないよう周知しないと大問題になる。

改正種苗法では、都道府県で開発した育種の知見を提供しなければならないとしているが、簡単に提供することがあっては不利益を被る。県としてはどのように抑制するのか。

農業振興課長

県オリジナル品種は、種苗法改正に伴い、海外への流出、国内で栽培する場所の指定について方針を定めている。原則県内のみで種苗供給する。また、リンゴの「べにこはく」と「福、笑い」について海外に流出しないよう登録作業を進めている。県オリジナル品種の取扱いに関する利用の方針は、昨年11月に説明会を開催し、県ホームページで公表している。引き続き、農業者に分かるよう、周知徹底を図る。

古市三久委員

2種類が海外に流出しないよう登録しているが、中国など国ごとに登録するのか。

農業振興課長

海外の登録は国ごとに行う。経費もかかるため、ある程度国を絞って登録作業を進めている。「べにこはく」は、中国、韓国など4か国での登録申請中である。「福、笑い」は、中国、韓国など6か国での登録申請予定である。

古市三久委員

改正種苗法以前もきちんと登録すれば問題は起きなかったが、そのような事態を想定しておらず海外に流出した。きちんと登録作業を進めてほしい。

本県の在来種は調査しているのか。

環境保全農業課長

以前、本県の在来品種研究の中でどの程度残っているか調査を行った。野菜類を中心に数十種類残っており、現在、農業振興課のホームページで公表している。また、種は一部農業総合センターと国のジーンバンクに登録し種子の保存を図っている。

古市三久委員

ホームページを見るようにとのことか。

環境保全農業課長

過去の文献に基づき、現地で栽培されているのかとの調査を平成16年に実施しており、その結果をホームページに掲載している。

古市三久委員

不親切だと思う。丁寧に説明してもらわないと困る。資料を要求する。

在来種を守ることはどう考えるか。

佐々木彰委員長

ただいま古市委員から資料要求があったが、執行部では提出可能か。

農業振興課長

整理して提出する。

佐々木彰委員長

ただいまの資料について、委員会に提出を求めることに異議ないか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

佐々木彰委員長

異議ないと認める。よって執行部においては、3月14日(月)まで提出願う。

古市三久委員

在来種も守る必要がある。県の考えを聞く。

農業振興課長

在来種を生産している農業者がいるため、各農林事務所で栽培支援を行っている。また、農業高校などと連携し在来種の種苗生産を進めるなど、現場の支援を実施している。引き続き、在来種の栽培支援を進める。

古市三久委員

有機農業を推進しているが、特徴的な在来種は多い。本県ならではの野菜を作ることは大事である。引き続き在来種の栽培支援を実施願う。

宮川えみ子委員

福島県家畜伝染病予防法施行条例の一部を改正する条例について、改正の内容、金額の算定根拠を聞く。

畜産課長

家畜伝染病予防法に基づく牛ブルセラ症と結核は人畜共通の伝染病であり、検査手法が変わったため、資材費上昇分を手数料に上乗せしている。牛の結核は310円から600円、牛のブルセラ症は600円から900円に上昇した。

宮川えみ子委員

全国的な条例改正か。

畜産課長

答弁に誤りがあった。牛のブルセラ症の検査が300円から900円で600円上がった。全国的に同価格帯で設定されており、国の情報に基づき各県ほぼ横並びで設定している。

(3月14日(月))

環境保全農業課長

3月10日の委員会において答弁したみどりの食料システム戦略推進交付金事業について、要望調査を2月締め切りにて実施したとの答弁であったが、2月に実施した調査は、国による要望調査であり、国が都道府県に予算を配分する際の目安である。この調査をもって実施市町村等を決定するものではなく、議決後、交付要綱を制定した上で新年度から募集開始する。

江花圭司副委員長

日中ダムの洪水期間の見直しについてである。6月14日から10月31日までの140日間の洪水期間だが、ほかには6月21日から10月31日までの133日間である。日中ダムだけ140日間だが、今年の大雪後のように急に気温が上がる地域の状況が平成30年度の渇水時期と似ており、令和4年度渇水になる可能性がある。日中ダムの所管は国土交通省東北地方整備局だが、渇水は水田での作業に多大な影響を及ぼすことから今後の進め方を聞く。

農地管理課長

毎年4月から2回ほど貯水率調査を実施している。その状況を踏まえて渇水が予想される場合には、ダム管理者である土木部、地元土地改良区などと日中ダム共同管理者連絡会を通じて相談する。

江花圭司副委員長

過去に渇水が起きた際、消雪井戸を開放し川に流して頭首工から水を上げ水田に引っ張ったことにより、1週間かからず対応した事例もあったが、今回も早急に対応願う。

最近メディアにも取り上げられるようになった田んぼダムについて、流域治水の考え方から、川上から川下まで多市町村にわたる広域的取組が必要であるため、県の役割が重要である。広域的に市町村をまたがる川と田んぼの扱いについて考えを聞く。

農村振興課長

河川によっては市町村をまたがる連携が必要である。農家や市町村の住民が、田んぼダムについて正しく認識した上で取組を判断する。大学教員や、先行して取組を行う市町村を構成員とした検討会議を開催して、課題及び推進方法を検討することと併せて、技術的マニュアルの作成、取組と効果の検証を行い、周知して推進する。

江花圭司副委員長

最後に、ウクライナへのロシアの軍事侵攻について様々な物資供給が滞り始めている。農業資材において、肥料などの入荷ができなくなるとの話もある。新型コロナウイルス感染症拡大時もそうだが、メディアに報道されると買占めが始まる。肥料中に含まれる尿素が供給できなくなると作付等に大きな影響があるが、県の考えを聞く。

環境保全農業課長

ロシアから直接輸入している肥料は塩化カリウムのみで、大部分は他国から輸入しており供給に大きな影響はない。そのほかの肥料もロシアからの直接輸入はほとんどない。

しかし、買占めや他国からの供給などの影響はこれからだと考える。県としては、地域にある堆肥、畜ふんなどの代替肥料に替えて、輸入に頼っている肥料成分を違う技術で替えていく事業に取り組み、代替肥料の利用を図る。

江花圭司副委員長

地元で賄うことも大事である。

塩化カリウムをロシアから輸入しているとのことだが、尿素はどうか。

環境保全農業課長

尿素は、ロシアではなく中国などから輸入している。

江花圭司副委員長

軍事侵攻に際して、様々な国々から日本への供給が滞る可能性も考えられるが、どうか。

環境保全農業課長

影響を答えられる立場にないが、各地域の資源等を利用し替わる物を使っていくこと、園芸作物等では土中に過剰な肥料が残っているため、土壌分析を支援する事業により実態に合わせた適量の施用を勧める。

古市三久委員

肥料の3要素のうち2つは100%輸入であり、肥料が値上がりしているとの声が全国各地から上がっている。ウクライナの問題もあるが、日本が肥料を自前で作る体制が必要であり、本県だけの問題ではないため、国に要望すべきである。

部長の考えを聞く。

農林水産部長

国との情報共有、交換等によりの確に対応する。必要に応じて国に要望等していく。

古市三久委員

本県だけの問題ではない。有機農業の肥料の話もあったが、簡単なものではない。将来的に長期計画をつくり有機肥料に転換していくことは大事だが、米や野菜の生産、家庭菜園にしても、肥料の値上がりが非常に厳しく、生産者のコスト増になる可能性があるため、前もって対策するよう願う。

吉田栄光委員

両委員からの発言は混沌とした社会情勢の中での発言である。正副委員長がそれぞれ政治的な立場から、今後、県執行部とともに常任委員会として、国に対策を要望していくことが現実的である。今の意見を受けて、委員長として国への要請を行うよう願う。

佐々木彰委員長

それでは、私と副委員長で相談しながら進める。

宮川えみ子委員

水田活用の直接支払交付金の見直しについて、県としてどのような影響を受けるのか。金額的に農家の減収にもなるが、どのように見ているか。制度の変更を知らない者もいると思うが、どのように説明するか。

水田畑作課長

国から、水田に5年間水張をししないと、対象水田から外すとの方針が示された。本県では、営農再開が進んでいない被災12市町村では5年間水張ができない可能性もある。国では、現場の課題を検証して方針を示すこととなっており、県としてもしっかり意見を述べる。

そのほか、飼料用米の複数年加算が廃止され継続分だけとなった。複数年加算が10a当たり1万2,000円のところ、継続分では10a当たり6,000円と半額になる。県では、土地利用型作物作付拡大推進事業で2,500円、都道府県連携型助成で2,500円を支援することとしている。最終的に、現場での取組状況を見極めながら必要に応じて国に要請する。

宮川えみ子委員

被災市町村の事情を国と協議することは分かるが、具体的に説明願う。

そのほかの地域は、難しい条件であるため減収や農業を辞めるなどの影響が出てくるが、どのような意見が出ているのか。

水田畑作課長

国では現場の課題を検証しつつ方針を定めるとしているため、今後5年間の水張状況を見て決まっていくと考えている。まずは、国が各都道府県に意見照会することのだが、県としては、各地域協議会、農業者の意見を集約し国に意見を述べる。

宮川えみ子委員

農家に重大な影響が出てくる。食料自給に関して、ヨーロッパやアメリカでは農業への支援が強まっているが、日本は逆に農家が立ち行かなくなる制度を定めることに怒り心頭である。県としても、実態をよく把握して意見集約し、改善の方向で求めていく必要がある。

水田畑作課長

先ほど、農業者への周知について答弁が抜けた。県産地づくり対策等推進会議での説明会開催、地域の再生協議会の参集、JAなど米集荷業者を参集した説明会開催を行っている。そこで水田活用の直接支払交付金の見直し内容、農林水産省東北農政局福島県拠点からも併せて説明している。

古市三久委員

水田活用の直接支払交付金について、交付金が欲しければ米を作れとは国の考えでないか。日本全国の米が余っており、70万tをミニマム・アクセス米として輸入している。しかし、100%の日本国民が必要とする米が余っている状況ではないとも言われている。実態がよく分からないが、水田交付金が1万円となることについて、県はどの程度影響を見込んでいるのか。

水田畑作課長

国の見直しでは、多年生牧草で播種から収穫まで行うものは従来どおり3万5,000円、当年産は播種を行わず収穫だけを行うものは1万円に減額された。

1年生牧草で毎年まくものや、機械投資が入る子実用トウモロコシに転換する場合3万5,000円が交付される。地域の営農の取組の実情を捉えて、それぞれに適したものを地域再生協議会で話し合い取組を決める。

古市三久委員

これから5年間水張しなかった水田は1万円になるか。3万5,000円が続くか。

水田畑作課長

国は、令和4～8年産まで水張を1回もしない場合は助成対象水田から外し、その後産地交付金などの交付金措置をしないとの考えである。

古市三久委員

5年後であるためよく分からないが、また新しい交付金で支援するため問題ないかもしれない。5年間1回も水張しなければ減額される可能性がある。水を張っていない水田に水を入れるのは大変であり、新たに水を張るのは問題があるのではないか。一方で、米が余っているにも関わらず、米が作れないと交付金を出さないとの国の考え方を県はどのように分析しているか。

農林水産部次長（生産流通担当）

現行ルールでも、水田活用の直接支払交付金では、水張機能のない水田は交付対象にしないとの基本的考え方で厳格に運用している。今回は5年間水張がない場合に交付対象から外すとの考え方が示されたが、現場では様々な状況の違いもあるため、状況を検証し対応を進める。本県独自の事情等もあるため、被害地域の事情はしっかり伝える。

水田活用交付金が水田農業を実施する農家にとって経営安定につながる交付金であるのは事実である。しっかりと国が予算確保するよう要望する。県としても、水田活用の直接支払交付金の要件見直し等があっても、農家に活用を提案するなど水田農業の経営安定に向けた取組を続ける。

古市三久委員

5年間水張していないかどうかの調査はどのように行うのか。

農林水産部次長（生産流通担当）

それぞれの水田の転作、水稻作付状況をこれまでも各市町村の段階で確認している。5年間水張がなくても交付が必要な場合など、それぞれの地域の事情を地域協議会で確認し、国に伝えていく。

古市三久委員

市町村、地域で確認するとのことだが、誰に委託するのか。

農林水産部次長（生産流通担当）

現在も地域の農業再生協議会が確認事務等を行っている。

古市三久委員

飼料用米で複数年契約するところが減額される。飼料用米を作れとの方針でこれまで実施してきたが、本県にはどの程度の影響があるのか。

水田畑作課長

飼料用米の複数年契約が10a当たり1万2,000円から6,000円に減額された趣旨を国に確認した。本県でも9

割程度が複数年契約である。複数年契約の場合は1万2,000円上乗せしていたが、継続的に取り組んでもらうためのインセンティブとしての上乗せのため、3年以上の複数年契約が定着していることから、6,000円となった。

古市三久委員

飼料用米生産が定着するまでインセンティブ付けに上乗せしていたが、定着したため減額するのか。

水田畑作課長

今年は継続分しか見れない。主食用米の価格が下がってきたため、農家所得を計算すると飼料用米への助成がより突出し所得も多くなる。主食用米の所得と飼料用米の所得が遜色ないようにするとの国の考えである。

古市三久委員

主食用米の価格低下が問題である。米を食べる我々にしてみれば飼料用米より主食用米が安いことはいかなものかと思うが、日本の農業政策の中でそのように取り組んできた。穀物は圧倒的に海外から輸入しており、米を作っていない水田で飼料米を作った経過がある。農業政策の基本的な問題であるため、農林水産部も考えなければならない。本県では面積、農家にどのような影響が及ぶのか。

水田畑作課長

本県では、昨年は1万38haで飼料用米が作付されている。その全てではないが、大方が複数年契約であるため、その面積に6,000円を掛けた額程度の影響があると見込んでいる。

古市三久委員

単年度契約にすれば解消されるのか。

水田畑作課長

令和4年に複数年契約で取り組む場合はその継続分が対象となる。単年度契約で4年産から飼料用米を作る場合の加算措置はない。水田活用の直接支払交付金で標準単収程度の収量が取れるとすれば、飼料用米としては10a当たり8万円である。

古市三久委員

飼料用米を10a当たり660kg、つまり11俵以上収穫しないと助成金は出ないのか。

水田畑作課長

標準単収では8万円である。単収が低ければ5万5,000円から最高10万5,000円と、単収の状況に応じて助成額が変わる。

古市三久委員

11俵660kgとの制度はないのか。助成金が出るのは今の答弁にあった制度だけか。

水田畑作課長

飼料用米の戦略作物助成の制度としてはそのとおりである。

古市三久委員

米の輸出拡大について、来年度本県の輸出用米はどの程度作付するのか。

水田畑作課長

輸出用米は、令和3年産38haの実績だが、産地づくり対策等推進会議において100haまで伸ばす計画を掲げている。

古市三久委員

来年は100haになるのか。

水田畑作課長

その目標を掲げて推進している。

古市三久委員

輸出用米促進のための交付金があった。輸出用米を作ることにより、どの程度交付金が入るのか。

水田畑作課長

新市場開拓用米の複数年契約だと10 a 当たり 1 万円が交付される。目標どおり100haで生産するとそこに金額を掛けたものとなる。

古市三久委員

輸出用米を集荷して持っていくことになる。出口となる輸出の問題は国が全て行っているのか。

水田畑作課長

基本的には産地側が売り先を探す。今の社会経済情勢の中で新型コロナウイルス感染症の影響もあるため、輸出しようと思っても商談ができないなどの根本的な問題があり、100haはハードルが高い目標である。

古市三久委員

今年の38ha分は全てさばけたのか。

水田畑作課長

実需者との結びつきがあるものに交付金が交付されるため、相手は見つかっている。

古市三久委員

1 万円で買って、その価格で輸出するか。輸出価格がさらに安くなるのか。

水田畑作課長

輸出用米は、主食用米から輸出に仕向けるものもあるが、それは生産調整とはみなされない。他国もそうだが、国内のほかの産地との競争もある。輸出だからと高い金額で流通されているわけではなく、安い金額での取引に伴い低コスト生産が大事である。

古市三久委員

日本の米はそれなりに高いと言われる。アメリカと比べれば3倍程度違いがある。日本の米を日本の価格で外国が買ってくれるかの問題もある。生産者からは高く買い、輸出米は安くして輸出することがあるか確認したかった。10 a 当たり 1 万円を引いた価格で買い、さらに安くして売ることか。

農産物流通課長

米の輸出については、商工労働部観光交流局の所管である。生産において国が交付金を出すため、通常の主食用米よりも安い価格で輸出できるが、現地でも、例えばアメリカのカリフォルニア米よりは高い価格となっている。また、全国の産地との競争もある中で、本県産米の品質をしっかりとPRする必要がある。特に、東南アジアのシンガポールや香港等への輸出を拡大しており、12月末現在で332 t の農産物を輸出しているが、そのうち約300 t は米である。JAとしても米を多く輸出しており、全農インターナショナルという国際的な組織が取り扱うが、産地側で販売先を見つける必要があるため、県としても、来年度はアメリカや台湾において、新たな販売先を探していくこととしている。

宮川えみ子委員

今後5年間で1度も水張をしないと交付金対象から外すとのことだが、水田交付金の直接支払制度の見直しは来年ではなく5年後に影響があるのか。

水田畑作課長

5年後に影響が出てくる。ただし、ブロックローテーションを行うなどその仕組みを考えるのも産地側の役割である。

宮川えみ子委員

営農意欲の減退につながることを懸念される。大規模経営者や専門の農業者など、水田を活用しようとしている者は定年後などに努力しながら水田を守っているが、このような制度だと意欲がなくなって荒廃につながるのではないかと懸念される。

水田畑作課長

この5年水張、米価下落などを受け、県が種もみ購入助成を行う福島米生産意欲向上支援緊急対策事業を実施することとしている。また、需要に応じた米作りを推進する土地利用型作物作付拡大推進事業により、農業者の背中を押したい。

宮川えみ子委員

農家の意見を聞いて、国に現場の声を述べるのが重要ではないのか。

水田畑作課長

生産意欲について、種もみの注文状況は昨年と今年であまり遜色なかったと記憶している。米価下落、コロナ禍の影響がある中での制度の見直しではあるが、劇的に生産者が減ることは想定されない。

宮川えみ子委員

劇的になったら大変である。真綿で首を絞めるようにじわじわと影響が出てくる。現場の声をさらに聞き国に述べるとともに、県として実施すべきことを実施願う。

真山祐一委員

来年度当初予算の中でも、土地利用型への定着支援を計上しているが、一方で中山間地では、麦、大豆の生産には土地の制約がある。確かに国産大豆の割合を高めていくことに魅力があるのは分かる。水が入らないようにするなどの課題があり飼料用米といっても、米以外に切り替えられない。

中山間地をはじめ、物理的制約から大豆、麦などに転換できない場所に対する考え方、支援の方向性を聞く。

水田畑作課長

中山間地域でも大麦、大豆を推進しているが、加えて、本県においてはそばも重要な畑作物であるため、生産振興に取り組んでいる。

真山祐一委員

そばも有力な作物になる。また、野菜などの高収益作物生産の方向性もあるが、高齢化問題により設備投資が出来ないところには寄り添う支援が必要である。

国産大豆について、切り替えられるところは切り替えるが、一番の課題はそれを必要としている加工メーカー等の実需者が大規模で安定的に供給してくれないと切替えや契約ができないことである。安定供給に向けた取組を出口戦略として行うのか。

水田畑作課長

ある程度ロットがそろった出荷が大事である。現在注目している品種に「里のほほえみ」があるが、隣県の生産と合わせて本県も普及拡大を推進している。主にたんぱく質含量が高く豆腐加工に適しており、大粒で最下着莢位置が高いため機械化にも適する。

真山祐一委員

「里のほほえみ」について、生産を検討している隣県との連携も農業者に示し、現場で推進する者と連携を図り、一体となった提示ができる支援が必要である。

古市三久委員

飼料用米が食用米よりも高くなったとのことだが、日本農業の問題はそこにある。本県の農業をどうするかだけでは解決されないが、飼料用米、小麦、大豆などに転作し、主要農産物の自給率を上げることに、本県だけでなく政府がどう取り組むのか。

ウクライナでこの春に作付ができなければ、小麦、トウモロコシなどが非常に不足する。円安も含めて食料危機が現実的になっている。直ちに転換することは難しいが、本県の食料は本県で生産して、県民が県産農産物を食べられる体制をつくるのは農林水産部の役割である。

様々な場所にゲノム編集の生物工場ができていますが、南相馬市にて整備が進められている研究施設について農林水産部で分かるか。

農業振興課長

南相馬市のゲノム編集の企業について、農林水産部が所管する内容でないため詳細を把握していない。

古市三久委員

ゲノム編集に福島イノベーション・コースト構想の予算をつけたことはないのか。

農業振興課長

来年度事業でも、ゲノム編集に関する試験研究等に取り組む予定はない。

古市三久委員

経済産業省の予算だと思うが、企画調整部等の所管か。

農林企画課長

農林水産部関係の分野でなく、事業内容も所管も分からない。

古市三久委員

経済産業省の事業だと思うため、企画調整部等が所管かと思う。

宮川えみ子委員

農業、林業、漁業の後継者について、漁業者は来年度10名以上の目標か。

水産課長

10名以上の目標である。

宮川えみ子委員

具体的にはどのように10名を育てるか。

水産課長

漁業の後継者の確保、育成については、家庭内の後継者をしっかり定着させることが一番大事である。震災前10名以上確保できていたところも、震災後は2～3名しか定着しない状況だったが、最近の操業拡大に応じて、後継者が10名以上になっている。

後継者が定着できるよう、県の普及指導員を漁業の青壮年部組織の活動に参画させ、県漁業士会がサポートする。福島県次世代漁業人材育成確保支援事業では、長期研修の資金的なサポート、漁業技術や漁業経営の知識習得の支援を行い、就業者確保に取り組む。

宮川えみ子委員

東日本震災後、希望をしたが難しかった者も含め何名が頑張ろうとしたのか。

水産課長

漁業の新規就業者は、平成23年以降、延べ99名である。現在まで、離職者はいないと漁協から聞いている。

宮川えみ子委員

農業後継者は来年度240名とのことだが、定着率はどうか。

農業担い手課長

新規就農者の定着率は、就農5年後時点の平均で73.7%である。

宮川えみ子委員

100%定着を目指すことが大事だが、定着が難しい主な理由を聞く。

農業担い手課長

体に支障があり、営農できる健康状態にないことが大きな理由である。

宮川えみ子委員

林業では、来年は78名の後継者を育てたいとのことだが、震災後の新規就業者数、定着率を聞く。

林業振興課長

震災後は100名前後の新規就業者がいた。現在、就業3年後の平均定着率は54.7%である。

宮川えみ子委員

仕事を辞めざるを得なくなった主な理由は何か。

林業振興課長

経験不足、体力的、技術な問題、イメージと違っていたことが主な理由である。

宮川えみ子委員

林業のトップに技術的に覚えたときに辞める者の理由を聞くと、厳しい環境で体力が必要な仕事だが、支援が3年しかなく、結婚して子供を生み育てていくには収入が厳しいとのことだった。県の考えを聞く。

林業振興課長

国のみどりの雇用事業で新規就業から3年間賃金をもらえる制度がある。来月、林業アカデミーふくしまが開講し新規就業者への研修等を行う。離職理由に技術力がないこと、イメージと違っていることがあったが、1年間研修を行い技術等を身につけてもらう。また、新規就業者に向けた長期研修もある。

まずは現在の林業新規就業者の状況をしっかりと把握、分析し、定着につなげるリサーチ事業を令和4年度予算で計上している。

宮川えみ子委員

事業者への事業が多いが、労働者への直接的な賃金支援が大事である。国からの支援が3年間では少ない。特に本県の山は、放射能汚染があり条件も厳しい。新規就業者は非常に大事な存在である。長期的に直接新規就業者に金が行くようにすべきではないか。

林業振興課長

県の財源で賃金を補填することは困難だが、長期的視点に立った低コスト化や生産性向上が重要である。

宮川えみ子委員

補填は困難とのことだが、本県は国からの特別な支援があってもよいのではないか。非常に条件が悪いところで働かなければならないが、他県に比べて、新規就業者に直接金が行く支援は多いのか。

林業振興課長

国から本県への支援は特別多くはない。

宮川えみ子委員

支援を求めたほうがよい。3年で打ち切るのでは、せっかく育成しても生活の厳しさから辞めてしまい元も子もない。定着率が半分程度とは問題である。定着率を100%に近づけることについて県の考えを聞く。

林業振興課長

新しい福島県農林水産業振興計画における定着率は、令和12年度までに75%とする目標である。現在は約55%であるため、国のみどりの雇用事業を受けている認定事業体に行けるよう指導、助言等を進める。また、来年度から、就労環境改善に取り組む支援事業を構築し、総合的に定着率向上を図る。

宮川えみ子委員

来年度の目標はどうか。

林業振興課長

令和4年度は、58.2%を目標としている。

宮川えみ子委員

少し低い。現場の声をよく聞いて林業後継者を育て、森林の持つ機能を大事にしなければならない。後継者の定着率が半分程度との状況は問題である。漁業者は自分の家庭で育てる者も多く定着率が100%近い。農業もある程度定着しているため、林業でも長く働けるよう様々な施策を行っていくことが大事ではないのか。

林業振興課長

大分少ないことは数字上から分かるが、まず55%から順次定着率を高めるため総合的に支援する。

橋本徹委員

建設業など異業種が農業分野に参入してくるが、新年度予算の支援メニューはあるか。企業農業参入サポート強化事業（復興）について、この「（復興）」とは被災12市町村だけを指すのか。

農業担い手課長

農業業界で担い手が少ない状況にある中、その他の業種からの新たな農業参入も推進している。これは県全体で企業農業参入支援体制強化事業として、セミナー開催や事例の情報提供、相談会開催を行っている。

浜通り地域では担い手が県全体と比べても少ない状況であるため、避難12市町村に加え、企業農業参入サポート強化事業（復興）で公募している。対象地域は、避難12市町村に加えていわき市、新地町、相馬市である。

橋本徹委員

新年度4月から新たに加わったメニューはあるのか。

農業担い手課長

答弁した2つの事業は、3年間の継続事業である。

橋本徹委員

サケについて養殖事業で約2,400万円が予算計上されていたが、新年度に向けた取組を聞く。

水産課長

新年度は、全県で約2,700万尾放流を目途に、その3分の2を補助するよう令和3年度と同規模の予算を計上している。一番の問題は親魚が帰ってこないことであり、稚魚を生産するための卵が本年度十分に確保できなかった点について、年明け1月と2月、水産庁が現場に話を聞きに来た。本年度は県が道筋をつけて日本海から卵を購入したが、国に日本海、北海道を含めて、不漁に見舞われている太平洋全体での卵の需給調整を要求し、国は先頭に立ちしっかり対応すると約束した。

橋本徹委員

今年も引き続き不漁になるとの話も聞くが、課長の考えを聞く。

水産課長

今年度帰ってくるサケは、震災前には及ばないものの、十分な放流を4年前に行っている。原因が分からない中で楽観的なことは言うべきでないが、今年度以上に帰ってくる可能性はある。一方で、帰ってこない場合には先回りして卵の確保を行い、今年も95%程度稚魚まで育成できたため、管理を手伝いなるべく多く尾数を確保できるよう努める。

橋本徹委員

本県はシロザケだが、別のサケで養殖をしている県の事例も報道等で見聞きするため、県の考えを聞く。

水産課長

サケ以外のマス類の稚魚の生産については、昨年、水産庁が気候変動に対応した水産の対応を取りまとめた中でも、サケの施設をマス類の稚魚生産に使ってはどうかとの1例が示された。また、檜葉町役場から、ニジマスやトラウトサーモンの事業をつくれなかと相談を受けた。

県としては、マス類の分布域の南に所在しているため、井戸水の水温が高く、現状の施設においてニジマス、トラウトサーモンの稚魚の生産は現実的に難しいが、困難を乗り越えてできるか今後の検討課題として研究を続ける。

橋本徹委員

昔のように阿武隈川にもサケが遡上する光景はもう見られないと思う。補正予算で対応できるよう願う。

古市三久委員

ゲノム編集、遺伝子組換えについて、本県での研究は全く行っていないのか。

農業振興課長

農業総合センターにおいては、ゲノム編集等の技術、遺伝子組換え等は実施していない。

古市三久委員

将来的に行う考えはあるのか。

農業振興課長

現在、実施する予定はない。

古市三久委員

南相馬市で研究が行われている状況だと思う。本県でも農業総合センター等での研究、栽培を行う可能性がある。遺伝子組換えはアメリカ等で行われているが、EU等では遺伝子組換えはほとんど行わず、輸入農産物も受け入れていない。一番進んでいるのはアメリカと日本だが、遺伝子組換えは表示しなければならず失敗している。

しかし、延長線上にあるゲノム編集は表示しないで売ることができる。日本ではGABAトマトなどがあるが、生態系、子供や孫への影響も指摘されている。日本でもゲノム編集、遺伝子組換えについて条例を制定した都道府県もある。

県民の安全・安全な農産物を作ることから考えれば、本県も条例制定が求められる。本県農林水産業の将来への発展に向けて取り組むようお願い。

(3月18日(金))

宮川えみ子委員

農業用ダム、山地、港において、特に緊急的に対応すべき場所はあるのか。また、営農に支障を来すため緊急に対応すべき場所はあるのか。

農林水産部次長(農村整備担当)

農業用ダムため池の緊急点検の結果について、ため池1か所に軽微な被害があった。ブロックが少し崩れたところが見つかったが、緊急対応を要する箇所は現在のところ確認されていない。

農林水産部次長(森林林業担当)

現在、山林における林地崩壊の情報はない。

農林水産部次長(生産流通担当)

漁協等の施設で被災部分があるとの報告を受けているが、詳細を調査中である。現在、相馬双葉漁協で操業を一旦休止することだが、ほかは通常通り操業している。

宮川えみ子委員

今後どうなるか分からないが、同規模程度の地震が発生する可能性もあるとの報道のため、引き続き対応願う。